

X Rビジネス創出推進事業 業務委託基本仕様書

1 事業目的

デジタル人材の育成、県内産業の高付加価値化及び新たなビジネスの創出を図っていくため、X Rプラットフォームを用いたX R技術習得プログラム及びX Rコンテンツ体験会を実施し、X Rへの県民の関心を高めるとともにX Rをビジネスで活用できる人材を育成する。

2 委託業務の内容

当事業で使用するX Rプラットフォームは「S T Y L Y」とし、事業の目的を達成するため、以下の業務を委託する。

(1) 「S T Y L Y」のアカウントの提供

「S T Y L Y」を用いて下記(2)～(4)の業務を行うにあたり、複数のコンテンツの開発・公開・限定公開・端末ログの集計等を行う機能を有するアカウントを提供すること。

(2) 「S T Y L Y」を活用したビジネス創出に結びつく技術習得プログラム実施に関する業務

① 技術習得プログラムの企画・運営

- ・受講者は、県内の大学生や専門学生、社会人を対象とすること。
- ・「S T Y L Y」を活用し、受講者がX R表現を行うスキルやノウハウを学ぶことができる場とすること。
- ・複数回のX Rコンテンツの企画、制作のスキルトランスファーを行い、X Rコンテンツを制作すること。X Rコンテンツの制作にあたっては、ビジネス創出に結びつく題材を企画すること。
- ・豊富な知識、経験を有する講師を確保すること。
- ・プログラムの日程や実施形態は県と協議のうえ、決定すること。
- ・プログラムの実施にあたり、必要な機器・備品等は受託者側で準備すること。

② 受講者の募集・管理

- ・受講者数は40名以上とすること。
- ・受講者の募集は県と連携のうえ、受託者が実施すること。
- ・当業務実施にあたり、受講者への必要な連絡全般は受託者が実施すること。

(3) 成果発表の実施に関する業務

県が別途実施するXRコンテンツ作成講習会実施事業で開催する合同発表会において、(2)で実施した業務の成果発表を行うこと。

(4) XRコンテンツ体験会実施に関する業務

- ① 令和6年度に作成した「やまぎん県民ホールイベント広場(以下「広場」とする)」と山形県郷土館『文翔館』(以下「文翔館」とする)で体験可能なコンテンツを活用し、県民向けにXRコンテンツの体験会を実施すること。
- ② 県内の幅広い年齢層がXRを体験できる内容とし、必要に応じて当該コンテンツを改修すること。
- ③ 令和7年6月～11月の間に5回以上の体験会(広場での体験会と文翔館での体験会の合計)を実施すること。
- ④ 体験会の周知・集客については受託者側で実施すること。

(5) 委託業務のプロジェクト推進等に関する業務

下記に定めるプロジェクト推進等に関する業務を行うこと。

- ① プロジェクト定例会を開催し、進捗報告を行うこと。併せて議事録等を作成し、提出すること。
- ② 山形県が取り組む広報活動に使用する広報用の動画や画像の制作を行うこと。
- ③ プロジェクト内容を周知することを目的したホームページを作成すること

(6) その他

県が実施する他のXRビジネス創出関連事業との連携のもと、委託業務を実施すること

3 KPIの設定

2の(2)、(4)について、事業効果を示すための具体的な数値目標を1つずつ設定すること。

4 委託業務の対象経費

委託業務の対象経費は、以下の表に示す経費とする。

(1) 人件費

報酬・給与、手当、福利厚生費（法定福利費、健康診断料及び福利環境整備費をいう）

(2) 運営費

謝金、旅費、借料・損料、通信運搬費、会議費、資料作成費、消耗品費、委託費、印刷製本費、雑役務費、資料購入費、広告料、通信回線使用料（インターネットプロバイダー契約料及び接続料を含む）、事務機器リース料等

5 成果品

(1) 改修したXRコンテンツ

(2) 報告書

6 特記事項

- (1) 受注者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受注者は、事故や運営上の課題などが発生した場合は、速やかに県に報告すること。
- (3) 受注者は、この事業に係る苦情等について、責任をもって対応するものとする。
- (4) 本事業の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。

7 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、県と協議するものとする。